

数は力! あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介下さい!

発行: 2015年2月16日(月)

No. 125

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

消費税申告学習会を開催!

2月4日(水)午後7時より、民商事務所3階にて消費税申告学習会を開催しました。事務局を含めて、計11名が参加。まずは全商連が制作した「自分でできる消費税申告計算」を約30分間視聴し、消費税の計算方法について学びました。その後は、事務局が用意した事例を用いて実際に消費税額を計算。簡易課税の計算では今年1月～3月までの売り上げを5%で、4月～12月までの売り上げを8%で計算しなければならぬところから、会場からは「ややこしい!」という声が続出しました。また、国税分と地方消費税分の計算が少々複雑なため、「難しいね」「手で計算するのは大変」という声も。何とか申告書を作り上げましたが、「こんなに払わないといけないの?」「計算ばかりが複雑になって、ちっとも税金は安くないなんて、とんでもない!」と、会員の皆さんは消費税に対する認識が変わったようです。



「自分でできる消費税申告計算」を視聴



事例を使って消費税を計算する様子

共済会主催 いのちと健康を守る学習会 に役員さんら6名が参加

2月8日(日)稲沢市総合文化センターにて「第3回いのちと健康を守る学習会」が開催されました。21民商より、118名が参加。名古屋北部民商からは、役員さんら6名が参加しました。午前中に行われた全体会では、千秋病院の吉田知克先生より健康診断の大切さについての講演が。参加者の方々は、病気の早期発見・早期治療の大切さについて理解を深めました。午後からは、6つのテーマに分かれて分科会が開かれました。テーマ「食事」の分科会に参加された婦人部長の加藤朋子さんは、免疫力を高める食材や調理法について学ばれ、「食事が人の生活と密接に関わっていることがよくわかりました」と感想を話されました。

◆紙上「遺言」講座 第3回 「遺言書のつくりかた」

一口に遺言書といっても、いくつかの作り方があります。今回はその辺りをご紹介します。

・自筆証書遺言

一番簡単にできるのは、自筆証書遺言と呼ばれるものです。費用も特にかかりません。

遺言を書く人(遺言者)が、遺言の全文、日付、及び氏名を自署し、署名の後に印を押せばできあがりです。印は認め印でも拇印でも構いません。

一人で作成できるので、遺言を書いたことを秘密にしておけますが、紛失したり、遺言を見つけた人が隠匿や破棄をしてしまう可能性もあります。

また、亡くなった後に、家庭裁判所で遺言書の形状と内容を確認して記録する「検認」という手続をとる必要があります。

・公正証書遺言

確実な方法としては、公証人に作成してもらった公正証書遺言があります。

二人以上の証人が立会い、遺言者が遺言の趣旨を口頭で説明し、公証人がこれを筆記して読み聞かせ、遺言者と証人が文章の内容が正確なことを確認して署名押印します。さらに公証人が方式に従って作成した旨を付記して署名押印することでできあがりです。

紛失や隠匿、破棄などの心配がなく、家庭裁判所での検認も不要です。証人を用意したり、公証人手数料がかかるなどの負担はありますが、確実性を優先するのであればこちらをお勧めします。

・その他

上の二つがメジャーどころですが、ほかにも秘密証書遺言というものや、死期が迫っている場合の死亡危急時遺言という特別の方式もあります。お困りの時は弁護士に相談されると良いでしょう。

2015年2月

弁護士 鈴木哲郎(名古屋北法律事務所)

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。